

アーンアウトに係る売手法人課税の一考察

松原大樹
(公認会計士・税理士)

目 次

- I はじめに
- II アーンアウトの概要とその取扱い
 - 1 アーンアウトの概要
 - 2 アーンアウトの企業会計上の取り扱い
 - 3 アーンアウトの税務上の取り扱い
- III 契約締結事業年度の益金に計上する方法の課題
 - 1 契約締結事業年度の益金に計上する方法と二つの課題
 - 2 第一の課題 時価評価
 - 3 第二の課題 条件未成就時の処理
- IV 売手法人における在るべき課税処理の考察（現行法解釈から）
 - 1 法人税法61条の2第1項の一般的理解
 - 2 法人税法61条の2第1項と権利確定主義
 - 3 通常得べき対価の額の意義とアーンアウトの取り扱い
 - 4 売手法人における在るべき課税処理のまとめ
- V アーンアウトにおける課税繰延規定の創設
 - 1 現行法解釈による場合の課題と立法による手当
 - 2 株式交付制度を巡る課税繰延の議論とアーンアウトへの示唆
- VI おわりに

I はじめに

我が国の企業戦略における M&A の重要性は増してきている。日本企業が当事者となる M&A 件数（公表事例のみ）は、2012年以來連続で増加しており⁽¹⁾、2020年においては、新型コロナウイルスの影響により一旦落ち込んだものの、2021年は4,280件となり最多を更新

した⁽²⁾。

ところで、M&A における課題の1つに「対価設定」がある。通常、企業価値は将来的に対象会社が産み出すであろうキャッシュ・フローの総額等に基づき評価されることが多く、不確実性の高い事象に依存しているといえる。当然、売主は売却価格を高くしたいというインセンティブを持っているのに対して、買主

(1) (株)レコフデータ「2019年M&Aの回顧」MARR Online, <https://www.marr.jp/genre/market/MAkaiko/entry/19844>, (最終確認日2022年3月5日)。

(2) (株)レコフデータ「2021年のM&A回顧」MARR Online, <https://www.marr.jp/genre/market/market/entry/33850>, (最終確認日2022年2月6日)。

は高値掴みのリスクを避けたいというインセンティブが働く。したがって、「M&A契約の条件に満足できない場合には、取引の成立に至らないケースも多く見られる」⁽³⁾。

この点、将来の不確実な事象に対応して対価の設定を行う手法の一つとして、「アーンアウト」が用いられることがある。アーンアウトとは、「M&A取引の実行（クロージング）後一定の期間において、買収対象とされた事業が特定の目標を達成した場合には、買主が売主に対して予め合意した算定方法に基づいて買収対価の一部を支払う手法をいう」⁽⁴⁾。

「売主および買主が、買収の対象となる事業の業績見込み等について異なる見解を有するなど、何らかの理由のために買収価格に合意できない場合であっても、アーンアウトを利用することにより事業買収取引を実施することが可能となる」⁽⁵⁾。すなわち、アーンアウト

は、「有効に活用されれば取引の実行可能性を広げたり、取引の効率性や公正性を高めることも期待される」⁽⁶⁾。わが国において、アーンアウトは広く一般的に利用されるものではないとされるが⁽⁷⁾、近年アーンアウトを利用する例は、増加傾向にあるとされている⁽⁸⁾。公表事例としては、例えば、マネックスグループ^(株)が2018年4月に実施したコインチェック^(株)の株式買収⁽⁹⁾、並びにソフトバンクグループ^(株)が2020年9月に契約締結した100%子会社英アーム株式の米エヌビディア社への売却⁽¹⁰⁾が挙げられる⁽¹¹⁾。

そこで、税務上もアーンアウトにおける課税上の取り扱いを明らかにしておく必要があるが、我が国ではアーンアウトに関する課税上の取り扱いについて明確な定めはない。とりわけ法人税法⁽¹²⁾上の取り扱いについては、先行研究等も限られており解釈上も明らかとは

(3) 王学士「M&A取引におけるアーンアウト条項の理論的基礎とその解釈（上）」NBL 1134号（2018）56頁。

(4) 森・濱田松本法律事務所編『M&A法大系』（有斐閣・2015）311頁。

(5) 松浪信也「アーンアウト条項における検討事項」商事 1917号（2010）35頁。

(6) 西村あさひ法律事務所編『M&A法大全（下）〔全訂版〕』（商事法務・2019）122頁。

(7) 王学士・前掲注(3)56頁。

(8) 徳田貫仁＝高木融「M&Aでの利用機会が増加傾向 条件付取得対価の会計・税務ポイント」旬刊経理情報1505号（2018）9頁、荻谷裕「アーンアウト条項の調整金額に係る所得の認定と課税の考察」税研210号（2020）95頁。ただし、我が国において、M&Aに関する契約書は基本的に公開されないため、M&A契約の中にどの程度アーンアウトが含まれているかを正確に把握することは難しい。西村あさひ法律事務所・前掲注(6)124頁参照。

(9) 当初取得価額3,600百万円に対して、コインチェック^(株)の今後3事業年度の当期純利益の合計額の1/2に一定の調整を加えた金額が追加で発生する可

能性があるとされている。^(株)マネックスグループ「2019年3月期四半期報告書（第一四半期）」、<https://data.swcms.net/file/monex-group/dam/jcr:0bcdaff6-9d17-4bad-a670-73c9f2b5974e/S100DR1J.pdf>、（最終確認日2022年3月3日）参照。

(10) 当初売却価額335億ドルに対して、2020年3月31日に終了する会計年度の英アーム社の売上高及びEBITDAが目標値を達成した場合、50億ドル分の現金又は米エヌビディア株を取得する。ソフトバンクグループ^(株)「2021年3月期決算短信（第二四半期）」、https://group.softbank/system/files/pdf/ir/financials/financial_reports/financial-report_q2fy2020_01_ja.pdf、（最終確認日2022年3月3日）参照。（ただし、2022年2月英アーム株式の売却は断念したという報道がある）。

(11) その他の公表事例としては、EDINET上で「アーンアウト」を検索ワードとして2016年1月から2020年12月に開示された有価証券報告書及び四半期報告書を検索すると、39件の事例（同一の会社で重複する事案は除外。）が確認できる。

(12) 以下、条文を示す場合、「法人税法」を「法」と表記する。

いえない。

本論文で特に明らかにしたい点は、アーンアウト条項が成就した際に、売手法人が追加で収受する株式の譲渡対価（以下「追加の譲渡対価」という。）の益金算入時期である。すなわち、有価証券の譲渡損益に関する法人税法上の取り扱いを定める法61条の2第1項は、有価証券の譲渡損益の計上時期を「その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度」と規定しているところ、当該事業年度後に追加の譲渡対価が確定した場合の益金算入時期が問題となるのである。アーンアウトは、M&A契約を前提とするため、追加の譲渡対価の金額の重要性は小さくないことが多い。このような状況のもとでは、納税者は実務上大きな税務リスクを負うことになる。

そこで本稿は、アーンアウトの概要とその取扱いについて先行研究等を概観するとともに、売手法人側の課税処理を現行法解釈から考察することを中心テーマとし、最後に立法による解決についても若干の提言を試みるものである。

なお、本稿において想定するM&A形式は、金銭を対価とする株式の取得を想定するものとし¹³⁾、また、リバースアーンアウトについては検討対象としない¹⁴⁾。

II アーンアウトの概要とその取扱い

1 アーンアウトの概要

(1) アーンアウトの基礎

(i) アーンアウトの定義と利用場面

アーンアウトとは、「M&A取引の実行（クロージング）後一定の期間において、買収対象とされた事業が特定の目標を達成した場合

方法に基づいて買収対価の一部を支払う手法をいう」¹⁵⁾。

「アーンアウトは、一般に会社の設立後間もなく業績の安定性が確保されていないベンチャー企業の買収案件や、将来の業績達成の不確実性が高いバイオ製薬業界等におけるM&A取引において用いられることが多い」¹⁶⁾とされる。

(ii) アーンアウトと指標設定

アーンアウトにおいては、追加の譲渡対価の支払を要することになる目標について、いかなる財務指標を用いるかが問題となる。この点、一般的には、売上高、EBITDA、純利益等の財務指標を用いるものが多いとされるが、「売主と買主の立場の相違によりそれぞれが希望する財務指標も異なる」ことが想定され、「たとえば、売主からすると、クロージング後における対象事業の売上高を基準としたほうが、対象事業の運営に要する費用など買主がクロージング後に操作しうる項目を排斥することができる利点がある」¹⁷⁾。一方、「買

(13) KPMG税理士法人が行った調査によると、1998年1月から2016年7月までの間に行われた我が国のM&Aにおいて、金銭を対価とする取引件数が84%と最も多く、次いで株対価が13.4%と続く。またM&A形式としては株式の取得が43%で最も多く、次いで合併・経営統合が27%と続く。KPMG税理士法人「平成28年度 産業経済研究委託事業（事業再編関連制度及び実態等に関する調査）調査報告書」資料16及び資料19、https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000407.pdf、（最終確認日2022年3月4日）参照。

(14) クロージング時点において買主が対価の全部（最大額）を一旦支払った上で、クロージング後の一定の期間内に特定の条件が成就しないことをもって、その一部の返還を受ける手法をいう。西村あさひ法律事務所・前掲注(6)124頁参照。

(15) 森・濱田松本法律事務所・前掲注(4)311頁。

(16) 同上・311頁。

(17) 同上・312頁。

主としては、費用面も勘案されるEBITDA、純利益等の方が、より対象会社の事業の実態を反映することができ、また、売主が経営陣として対象会社に残る場合には、適切なコスト管理を期待できることから、EBITDA、純利益等を指標と定めることが望ましい¹⁸⁾とされている。

(iii) 追加の譲渡対価の支払条件と期間

追加の譲渡対価に係る支払条件の定め方は様々である。「目標を達成した場合に固定額を支払うこととするもの、目標を超えた部分の一定割合を支払うもの、合意された算式に基づき算出される価額を支払うもの等がある。また評価対象期間の全体で1回の支払いのみを行う場合や、評価対象期間の途中で目標達成状況を判断してその都度支払いを行う場合等がある」¹⁹⁾。

なお、アーンアウトを適用する期間としては、取引実行後1年から3年程度が多いとされる²⁰⁾。アーンアウト期間が長くなれば、両当事者がM&A契約の締結時において想定していない問題が生じる可能性が高まることや、クロージング後の対象会社の経営に課される制約が長期に渡り存続することになるため、特別な事情がない限り、アーンアウト期間を長期に設定することは避けることが望ましいとされている²¹⁾。

(2) アーンアウトの機能

(i) バリュエーションギャップの軽減

アーンアウトは、「売主と買主の間で、対象会社の価値評価に相違があり、買収対価に合意ができないような場合において、相互の理解の溝を埋め、取引をより成立しやすくする機能を持つ」²²⁾。

例えば、対象会社において十分な事業運営

実績がないことや、変化が速い市場環境で事業を行っている場合、安定的に収益を生み出す企業に比べると、「評価の前提となる事業計画自体不確実なもの」²³⁾になってしまう。このような対象会社の価値評価が困難な場合や、価値評価の結果に幅が生じうるような場合に、アーンアウトは機能する²⁴⁾。

(ii) 経営者へのリテンションボーナス

M&A取引において買収対価の決定が困難になる要因の一つは、株式の価値が、クロージング後「少なくとも一定期間の売主が保有する経営陣の労働条件に依存する」²⁵⁾ことである。

この点、株式の売主が対象会社の経営陣であり、買収後も一定期間は対象会社の経営に関与してほしい場合には、アーンアウトを用いることにより、リテンションボーナス、すなわち、経営陣の維持を目的とした金銭的なインセンティブを付与することが可能となる²⁶⁾。

(3) アーンアウトの法的性質

(i) アーンアウトと株式移転時期

会社法上、株式の譲渡は、当事者間の意思表示のみで可能となっている（ただし、株券発行会社は、株券の発行が効力要件となる（会

18) 戸嶋浩二ほか『M&A契約—モデル条項と解説』（商事法務・2018）37頁。

19) 同上・38頁。

20) 森・濱田松本法律事務所・前掲注(4)313頁。

21) 西村あさひ法律事務所・前掲注(6)130頁。

22) 戸嶋ほか・前掲注1836頁。

23) 棚橋元「上場国内会社の株式を対価とする外国会社の買収—上場国内会社による米国での三角合併—」商事1922号（2011）35頁。

24) 戸嶋ほか・前掲注1836頁。

25) 王学士・前掲注(3)62頁。

26) 戸嶋ほか・前掲注1837頁。

社法127条1項及び同法128条1項))。

この点、アーンアウト条項は、あくまで対価の一部を後払いする性質の契約であり、株式譲渡の効力に条件を付すものではない。すなわち、アーンアウト条項が付されている場合でも、株式はクローリング時点で売主から買主へ移転する。

(ii) アーンアウトと停止条件付取引

アーンアウトは、買収対価の一部を買収後の事情という将来の不確定の事象に連動させ、特定の目標を達成した場合に、追加の譲渡対価の支払いが発生するものであることから、原則として一部の買収対価の支払義務につき「停止条件」が付されていると解されている²⁷⁾。この点、民法127条1項によれば、「停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。」とされている。

したがって、いわゆる分割払い契約とは異なり、アーンアウト条項に定められる停止条件が成就されない限り、買手は売手に対して追加の支払い義務を負うことはない²⁸⁾。

2 アーンアウトの企業会計上の取り扱い²⁹⁾

(1) 買手側の会計処理

企業会計上、アーンアウト条項付きの買収対価の支払は、「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。)において、「条件付取得対価」として整理されている³⁰⁾。

条件付取得対価とは、「企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される若しくは引き渡される又は返還される取得対価をいう。」(同基準27項 注2)とされている³¹⁾。

条件付取得対価の会計処理は「条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価を追加的に交付する又は引き渡すときには、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を

27) 小山浩ほか「アーンアウト条項付きの株式譲渡において、譲渡代金のうち当該条項の対象となる部分の収入時期を株式の引渡時期であると判断した裁決」森・濱田松本法律事務所 TAXLAW NEWSLETTER32号1頁(2018), <https://www.mhmljapan.com/content/files/00032662/20181026-060945.pdf>, (最終確認日2021年10月30日)。

28) 一方で、先に触れたりバースアーンアウトは、特定の条件が成就しないことをもって、その一部の返還を受ける手法であることから、民法上「解除条件」付の契約と整理されることになるだろう。

29) 企業会計基準委員会が公表している、(いわゆる)日本基準に基づく会計処理を記載するが、必要に応じて国際財務報告基準(IFRS)についても触れることが有用であると考えられるため、適宜、注釈で記載していくことにする。なぜなら、『収益認識に関する会計基準』の公表にみられるよう

に、IFRSへのコンバージェンスが進展し、法人税法にも影響が及んでいる」(佃和夫「令和3年度税制改正に関する租研意見」租税研究852号(2020)11頁)という指摘や、「将来的に国際的な会計ルールが浸透していった、課税でも同じ指標や基準がほしいという話になったときには、IFRSが役に立つことがあるかもしれない」(宍戸善一ほか「企業活動の成果の評価・情報開示・分配(4)」NBL1167号(2020)77頁〔渡辺徹也発言〕)といった指摘があるためである。

30) 萩谷和陸＝森山太郎「M&A会計 実践編 第4回 条件付取得対価の会計処理」, <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/mergers-and-acquisitions/articles/accounting-practice-04.html#>, (最終確認日2021年10月30日)。

31) なお、企業結合には「現金を対価とする子会社株式の取得」も含むとされている(同基準66項)。

取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識する又は負ののれんを減額する。」と定められている（同基準27項）。

すなわち、条件付取得対価の会計処理は、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、取得原価として認識することになる³²。ただし、近年、取引条件の多様化・複雑化から、条件付取得対価に該当するかの判断が困難なものがあり、契約内容を踏まえた慎重な判断が求められる³³。

(2) 売手側の会計処理

企業会計上、売手側の会計処理は明確に定められていない。株式は金融商品に該当するため、その売却の処理は、「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）および「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）に基づき処理することになる。同基準によれ

ば、「金融資産……がその消滅の認識要件を満たした場合には、当該金融資産……の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。」（11項）とされており、また、同実務指針によれば、有価証券の売買については、売買約定日に有価証券の消滅の認識を行うとされている（22項）。

したがって、企業会計上は、原則として約定日の属する事業年度は、実際の受払対価のみをもとに損益を計算し、追加の譲渡対価については、それが確定した時点で収益に計上³⁴することになるだろう³⁵。

3 アーンアウトの税務上の取り扱い

(1) 所得税法上の取り扱い

我が国の所得税法上、アーンアウトに関する取扱いについては明文の規定がなく、また、通達の定めもない。そこで、既存の法令等の解釈からアーンアウトに関する課税処理を導

32 徳田＝高木・前掲注(8)12頁。一方、IFRSでは、「取得企業は条件付対価の取得日公正価値を、被取得企業との交換で移転された対価の一部として認識しなければならない」（IFRS第3号39項）とされ、また「取得日後の事象により生じた変動」については、「各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益として認識しなければならない」（IFRS第3号58項（b））とされている。

33 松下洋「対価が返還される場合の条件付取得対価の取扱い等—改正企業結合会計基準等の適用ポイント」企会 第72巻4号（2020）37頁。

34 2018年にコインチェック(株)の株式をアーンアウト条項付契約で譲渡した(株)セレスの2021年12月期の第三四半期報告書によれば、アーンアウト発生による増益が報告されており、権利が確定した事業年度に収益に計上していることが伺える。(株)セレス「2021年12月期四半期報告書（第三四半期）」、https://ssl4.eir-parts.net/doc/3696/yuho_pdf/S100MUAC/00.pdf、（最終確認日2021年12月6日）

参照。

35 ただし、仮にアーンアウトに基づく「契約上の権利」が同実務指針36項に定める「新たな資産」に該当する場合には、約定日における譲渡収入金額にアーンアウトを時価で評価した金額を加えなければならない。なお、従前の金融商品会計基準実務指針では、金融資産の消滅時の残存部分又は新たに発生した金融資産の時価が合理的に測定できない場合に、時価をゼロとする取扱いが定められていたが、2019年7月4日に公表された企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）の制定に伴い当該定めは削除されている。なお、IFRSでは「ほとんどの条件付対価義務が金融商品であり、その多くはデリバティブである」（IFRS第3号BC349項）と捉えられている。これを前提とすれば、アーンアウトによる契約上の権利は、IFRS第9号の金融資産に該当する可能性もある。

く必要がある。

(i) 譲渡対価の収入計上時期

所得税法上「各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする」と定められている。「収入すべき金額」とは、「収入すべき権利の確定した金額」のことであり、「いわゆる権利確定主義を採用した」と理解されているが³⁶⁾、追加の譲渡対価の金額は、将来の不確実な事象に依存しているところ、これを収入すべき権利が確定したとみなして収入に計上すべきか否かが問題となる。

この点、アーンアウト条項に基づく追加の譲渡対価は、権利が確定していないことから追加の譲渡対価の支払が確定した時点で収入金額として算入すればよいと理解されている³⁷⁾。

(ii) 所得区分

追加の譲渡対価は、株式の譲渡後に追加的に対価が支払われる性質のものであるため、その所得区分についても問題となる。

この点、国税庁の内部文書では、権利確定

主義を前提に、追加の譲渡対価については、クロージング時に支払が確定していないことから、株式等の譲渡による譲渡所得には該当しないとされており、また、偶発的に生じた利益とはいえず、資産の譲渡の対価としての性質を有するものとして、原則として雑所得に該当するという見解が示されている。ただし、「外部からはどのような事情により契約に至ったのか分からない場合もあることから、当事者間で合意された事情に照らして所得区分を検討する必要があることに留意する。」³⁸⁾ともされているとおり、その実質に応じて、譲渡所得、雑所得、給与所得又は一時所得に該当する可能性もあるだろう³⁹⁾。

(2) 法人税法上の取り扱い

法人税法上、アーンアウトに関する課税上の取り扱いについて明文の規定はない。そこで、所得税法の取り扱いと同様、既存の法令等の解釈から課税処理を導く必要がある。

この点、買手法人は、企業会計と同様、アーンアウト条項が成就し追加の譲渡対価の支払いが確定した時点で取得価額を調整すれば

³⁶⁾ 金子宏『租税法[第24版]』(弘文堂・2021) 317頁。

³⁷⁾ 本部勝大「アーンアウトの課税に関する一考察」税法学581号(2019) 129-130頁、並びに小山ほか・前掲注²⁷⁾ 6頁参照。

³⁸⁾ ただし、これと結論を異にする裁決として、国税裁平成29・2・2事例集未登載(TAINS F 0-1-767)がある。本裁決は、譲渡契約に、代金の一部について、会社の将来における業績に応じて算出される金額(以下「本件調整金額」という。)をもって分割して支払う旨の条項が置かれていることを勘案しても、当該株式の引渡しがあった日に、譲渡代金の全額が確定的に発生したものと認めるのが相当であるとした事例である。ただし、本裁決は、条件成就の蓋然性の高さ等から「本件

調整条項が、本件調整金額の支払に停止条件を付したものであるとはいことができず」との事実認定をしていることから、停止条件が付されている場合には、収入時期は当該停止条件の成就時であることを前提とした上で、本件においては、本件調整条項が停止条件には該当せず、対価の分割払いを定めたものであるとして、原則通り収入時期は株式の引き渡し時であると判断した事例であり、本裁決で認定された事情は「企業買収の実務において必ずしも一般的なものとはいえないことを踏まえると、本裁決の射程は限定的に捉えるべき」と考えられている。小山ほか・前掲注²⁷⁾。

³⁹⁾ 国税庁資産課税課「株式譲渡益課税のあらまし Q & A」資産課税課情報第3号(2019) 問39(TAINS H310130-003) 参照。

よく、税務と会計で差異は生じないと考えられている⁽⁴¹⁾。

問題は売手法人である。アーンアウトは対価の後払い的な性格を有するものであるところ、有価証券の譲渡損益に関する法人税法上の取り扱いを定める法61条の2第1項が「内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額……は、……その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額……に算入する。」と規定していることから、追加の譲渡対価の益金算入時期について検討を要することになる。

この点、実務上は、権利確定主義を根拠に「株式譲渡契約が成立した日の属する事業年度において、追加の譲渡対価を含めて譲渡損益を計上する必要はないと考えられ」「追加の譲渡対価が支払われることが確定した事業年度において益金の額に算入すれば足り」⁽⁴²⁾（以下「権利確定事業年度の益金に算入する方法」という。）と考えられるが⁽⁴³⁾、一方で、有価証券の譲渡損益について「その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金又は損金の額に算入する」（法61条の2第1項）と定めら

れていることから、その「法令の文言に従えば」、アーンアウト部分も含めて、「契約締結日の属する事業年度において株式に係る譲渡損益を益金に算入することになる」⁽⁴⁴⁾（以下「契約締結事業年度の益金に算入する方法」という。）との見解もあり、解釈上も取り扱いが定まっていない状況である。

Ⅲ 契約締結事業年度の益金に算入する方法の課題

1 契約締結事業年度の益金に計上する方法と二つの課題

前述のとおり、売手法人における追加の譲渡対価の課税上の取扱いは、「権利確定事業年度の益金に算入する方法」と「契約締結事業年度の益金に算入する方法」が示されていた。この点、現行法解釈上「権利確定事業年度の益金に算入する方法」によることができるならば課税上の取扱いはシンプルであり、実務上の混乱も起こらないだろう。

一方で、「契約締結事業年度の益金に算入する方法」によらなければならない場合には、次のような問題が想定される。第一に、時価

(40) 大石篤史はか「アーンアウト条項に基づき支払われる対価の課税関係と実務上の留意点」森・濱田松本法律事務所 TAXLAW NEWSLETTER 48号6-7頁（2021）、<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050168/20210930-033308.pdf>、（最終確認日2022年3月25日）、並びに荻谷・前掲注(8)99頁参照。また、アーンアウトを題材にしたものではないが、資産の譲渡後になされる追加的支払いの所得税法上の課税について考察された論文の中において、「当事者間で『追加的な譲渡対価』として合意された外見を有する金銭の授受が、真実に譲渡資産の対価かという事実認定の問題に帰着する。」との指摘がある。佐藤英明「『資産の譲渡』後になされる追加的支払いと課税—近年の

高裁判決の検討」税事例167号（2019）44頁。

(41) 本部・前掲注⑦129頁。

(42) 小山浩「『取引』の実態からみる税務調整のポイントQ&A」（第一法規・2018）53頁。

(43) ただし、前掲注⑧に記載の裁判事例（国税裁平成29・2・2）のように「追加の譲渡代金が満額支払われることを想定している場合には、追加の譲渡対価の支払いが不確定ではなく、単に分割払いにすぎないとして、株式譲渡契約が成立した日の属する事業年度において、追加の譲渡対価も含めて譲渡損益を計上するよう求められる可能性がある点には留意が必要」とも指摘されている。小山・前掲注④253頁。

(44) 本部・前掲注⑦131頁。

評価の問題である。すなわち、契約締結事業年度に追加の譲渡対価を益金に算入するとしても、その金額は将来の不確実な事象に依存しており、そのような支払額が不確定な対価をどのように評価して計上すべきであるか⁽⁴⁵⁾という問題である。第二に、条件未成就時の処理である。すなわち、追加の譲渡対価を契約締結事業年度の益金に計上する場合には、その後、アーンアウト条項が未成就に終わった場合の処理（前期損益修正か、又は更正の請求か）についても検討課題となる。

2 第一の課題 時価評価

(1) 時価評価の技法とその限界

追加の譲渡対価の益金算入時期に関して、仮に契約締結事業年度の益金に算入する方法を採った場合、未確定の追加の譲渡対価について、何らかの方法で契約締結日における時価を評価しなければならない。この場合、いかなる方法で当該時価評価を行うべきかが問題となる。

(i) 法人税法上の公正価値評価の方法

法人税法上、上記のような未確定の譲渡対価を評価するための手法は定められていないが、令和2年度税制改正では、時価算定会計基準に基づき評価した時価が法人税法上も受け入れられる余地を示している。すなわち、令和2年度税制改正において、時価算定会計基準の公表に伴い売買目的有価証券等の時価法により評価した金額は、「市場有価証券等で事業年度終了の日において公表された最終の

売買の価格等のいずれもないものについては、同日前の最終の売買の価格等を基礎とした合理的な方法により計算した金額とする。」とされ、その時価は「企業会計における時価と同様」⁽⁴⁶⁾であるとされた。

したがって、時価算定会計基準の制定に伴う上記改正の趣旨に鑑みれば、法人税法上、特に定めがない限り、時価算定会計基準に則った時価は法人税法上も妥当すると解することが可能であろう。

(ii) アーンアウトにおける追加の譲渡対価の時価評価方法と評価技法の限界

時価算定会計基準上、時価を算定するにあたり用いる評価技法には、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ及びコスト・アプローチの三つが示されている⁽⁴⁷⁾。

アーンアウトにおいては、通常、インカム・アプローチ以外の測定方法は難しいと考えられていることから⁽⁴⁸⁾、追加の譲渡対価を時価評価する場合には、第二に示したインカム・アプローチに基づき評価することになるだろう。すなわち、アーンアウトにより将来得られるであろう追加の譲渡対価の価値を現在価値技法又はオプション価格で計算することになる。ただし、現在価値技法は、アーンアウトの期間が長期に渡る場合や条件シナリオが複雑な場合には、将来キャッシュ・フローの見積りが困難となり適正な時価を反映しない可能性がある⁽⁴⁹⁾。

このように、将来シナリオが複雑な場合における時価評価技法としては、二項ツリーモ

(45) 同上・134頁。

(46) 財務省「令和2年度税制改正の解説」342頁、https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/explanation/pdf/p331-354.pdf、（最終確認日2021年12月27日）。

(47) 時価算定会計基準適用指針5項参照。

(48) 鎌田恭彰「第134回アーンアウトの会計処理と公正価値評価」MARR Online、<https://www.marr.jp/genre/practical/course/entry/9511?page=2>、（最終確認日2021年10月30日）。

デルやブラック＝ショールズ・モデル等のオプション価格モデルがあるが⁴⁹⁾、オプションモデル評価の考えを早期に採用しているストック・オプション評価においては既に限界が示されている。具体的には、現状、所得税法施行令84条によりストック・オプションを付与された個人に対する付与時課税はなされていないが、本来、ストック・オプションは、「オプション」という性質上、付与時においてもオプションそのものの価値（以下「オプション価値」という。）分の経済的利益が生じているはずである⁵⁰⁾。この点につき、現行法が付与時課税をしない理由の一つとして、評価の困難性が挙げられている⁵¹⁾。

例えば、オプション価格モデルが市場の存在を前提とするモデルであり、ストック・オプションを付与した会社が未公開の会社であったり公開間もない会社の場合には、オプション価格算定モデルそのものに限界があり⁵²⁾、また、ストック・オプションに行使制限や譲渡制限が付いている場合、当該制限を織り込んでオプション価値を評価することは困難を極める。

すなわち、ストック・オプションの付与時課税には、「評価という執行上の問題が伴う」⁵³⁾のであり、アーンアウトにおける追加の譲渡

対価の時価評価についても同様の問題が想定されるだろう。

3 第二の課題 条件未成就時の処理

(1) 前期損益修正と更正の請求

売手法人が追加の譲渡対価を「契約締結事業年度の益金に算入する方法」により処理した場合、その後、条件が成就せずにアーンアウト期間を満了した場合の取り扱いが問題となる。すなわち、契約締結事業年度の益金に算入した収益のうち、未実現となった部分につき、そのことが確定した日の属する事業年度の損金に算入（以下「前期損益修正」という。）すべきか、それとも過去に遡り更正の請求を行うべきかという出口処理の問題である。

法人税法上は、前期損益修正として当期の損益として計上する処理が法22条4項の公正処理基準に該当するか否かにより判断すべきと考えられる。近年の下級審判決では、この公正処理基準該当性を「法人税法の独自の観点」という基準から判断する傾向にある。

この点、関連する近時の裁判例として、東京地判平成27年9月25日税資265号順号12725（過年度原価計上漏事件）、東京地判平成25年10月30日判時2223号3頁（TFK事件）がある。

49) インカム・アプローチのデメリットとして、評価対象のキャッシュ・フロー等を独自に見積るため、恣意性の排除が難しく、客観性が問題となることが挙げられる。(株)ブルータス・コンサルティング編『企業価値評価の実務Q&A [第4版]』（中央経済社・2018）27頁参照。

50) 鎌田・前掲注48)。

51) 付与時における株式の価値と権利行使価格の差額（本源的価値）がゼロ又はマイナスである場合にも、オプション価値はプラスとなる可能性がある。なぜなら、オプションには将来の価格変動に

よって利益が得られるかもしれないという期待に対する価値（時間的価値）があるためである。ストック・オプションの価値については、内藤良祐＝藤原祥二『ストック・オプションの実務 [全訂版]』（商事法務・2004）318-321頁参照。

52) 穴戸善一ほか「シリーズA(1)-VCからの出資を受ける」NBL 1136号（2018）66頁（渡辺徹也発言）。

53) 内藤＝藤原・前掲注51)319頁。

54) 渡辺徹也「ストック・オプションに関する課税上の諸問題—非適格ストック・オプションを中心に—」税法学550号（2003）62頁。

過年度原価計上漏事件では、過年度の外注費について、当該過年度に計上されなかった（計上漏れがあった）場合、前期損益修正として計上漏れが発覚した事業年度の損金に算入できるか否かが争われた。その結果、法人が採用した会計処理が公正処理基準に該当するかどうかは「法人税法の独自の観点から判断される」とした上で、「単なる計上漏れ」のような場合において、前期損益修正の処理を法人税法上も是認した場合、費用や損失の計上時期に「恣意の介入する余地」が生じること等を理由として前期損益修正による方法は認められなかった。

一方、TFK事件は、かつて受領した制限超過利息等に対する過年度の法人税額について、更正の請求を通じて還付を争ったものである。TFK事件においても公正処理基準該当性は「（法人税）法の独自の観点から判断される」とされたにもかかわらず、「前期損益修正の処理は法22条4項に定める公正処理基準に該当する」と判断され、更正の請求は認められなかった。したがって、同じ「法人税法の独自の観点」から判断したにもかかわらず、前期損益修正が公正処理基準に該当する場合とそうでない場合が存することになり、両者の区別をどこに求めるかといった問題が生じることになる⁵⁵⁾。

この点につき「取引時にわかりえたか否かという基準」による整理方法が示されてい

る⁵⁶⁾。「当初の取引時にわかりえないことについて、それがわかった段階で前期損益修正に基づく扱いを法人税法において認めても、過年度原価計上漏事件判決が懸念するような恣意性の問題は起こらない」⁵⁷⁾ためである。

なお、前期損益修正の公正処理基準該当性が争われた最新の判例として、最判令和2年7月2日民集74巻4号1030頁（クラヴィス事件）がある。本事案は、かつて顧客から支払いを受けた制限超過利息等について、既に納付していた法人税の還付を争ったものであり、前述したTFK事件の事案に酷似している⁵⁸⁾。本件最高裁は、法人税法の独自の観点という文言を用いず、企業会計原則や「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の定めが「過去の損益計算を遡って修正することを予定していない」とした上で⁵⁹⁾、法人税法並びに国税通則法の規定を参照して、前期損益修正による処理が公正処理基準に合致する旨を述べている。すなわち、本件最高裁は「法人税法の独自の観点」に依拠することなく、企業会計等の観点を尊重する形で公正処理基準該当性に関する判断を行っている⁶⁰⁾。

「取引時にわかりえたか否かという基準」は、前述した前期損益修正に関する二つの下級審判決について整合性を持って理解するために試みたものであり、「更正の請求が問題となるあらゆる場面で妥当するかどうかに関し

てはさらに検討が必要」⁶¹⁾とされているが、本

55) 渡辺徹也『スタンダード法人税法[第2版]』（弘文堂・2019）48頁。

56) 同上・49頁。

57) 同上・49頁。

58) 渡辺徹也「判批」ジュリ1552号（2020）10頁。

59) 企業会計原則は、過去の損益計算を修正する必要が生じても、過去の財務諸表を修正せず前期損益修正という科目で修正の必要が生じた期の特別

損益項目に計上することとされている（企業会計原則第二の六、同注解12）。また「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合でも、過去の損益計算を直接修正することは予定されていない。

60) 渡辺・前掲注58）11頁。

61) 渡辺・前掲注58）50頁。

件最高裁判決を踏まえてもなお基準として妥当するものと考えられる。

(2) アーンアウト条項へのあてはめ（取引時にわかりえたか否か）

停止条件が付されている追加の譲渡対価について、将来的に条件が成就せずにアーンアウト期間を満了するかどうかは取引時にわかりえるだろうか。前述したとおりアーンアウト条件が成就するか否かは将来の不確実な事象に依存するものである。このような不確実性を重視した場合、取引時には「わかりえない」と捉えることも可能であろう。他方で、アーンアウト条件成就のためのハードルがあまりにも高い場合には、条件が成就しないことが取引時に「わかりえた」と判断される場合もありえる。

「取引時に『わかりえた』かどうかの判断が難しい場面も、当然に生じてくるであろう」⁶²⁾との指摘もある通り、アーンアウトにおいては、実務上、取引時にわかりえたか否かの判断が困難である場合が少なくない。

以上のように、追加の譲渡対価につき契約締結事業年度の益金に算入する方法を採用した場合、その後、条件が成就せずにアーンアウト期間を満了した場合の処理が明らかであるとはいえず、不確実な法律関係にさらされているといえる。

IV 売手法人における在るべき課税処理の考察（現行法解釈から）

1 法人税法61条の2第1項の一般的理解

(1) 法人税法61条の2第1項の条文構造

有価証券の譲渡損益に係る課税上の取り扱い、法61条の2第1項に定められている。

同項によれば、「内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）……は、……その譲渡に係る契約をした日……の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額……に算入する。」とされており、同項一号に「その有価証券の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額（後略）」、同条二号に「その有価証券の譲渡に係る原価の額（後略）」と定められている。

すなわち、法61条の2第1項は、譲渡利益額を譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上すること（時期）と、譲渡利益額の計算方法（額）の二点について定める条文であるといえる⁶³⁾。

(2) 法人税法61条の2第1項の立法趣旨

(i) 立法解説

法61条の2第1項は、平成12年度税制改正により有価証券の譲渡損益の計上に関する制度として新設された。平成12年度の立法解説によれば、改正事項は二つある。第一に、有価証券の譲渡損益を正味の金額で計算するための改正。第二に、有価証券の譲渡損益を売却等の約定日の属する事業年度に計上（以下「約定日基準」という。）するための改正である。

第一の改正は、低価法による評価損が期末評価額の算定要素となることを通じて譲渡原価を構成することになり、評価損が独自に損

⁶²⁾ 同上・50頁。

⁶³⁾ 法61条の2は、譲渡損失額の取り扱いも同様に定めているが、便宜上、譲渡利益額に限定して記載している。

益項目として計上されない仕組みであったものを、譲渡損益と評価損を別個に認識するものであり、実質的な変更をもたらす改正ではなかった⁶⁴⁾。

第二の改正は、本改正前の法人税法には有価証券の譲渡損益の計上時期の規定はなく、実務上、有価証券の譲渡損益は有価証券の引渡日の属する事業年度に計上されていたが⁶⁵⁾、「有価証券の取引にあっては、売買等の約定をもってその移転を認識するのが適当と考えられること及び企業会計においても有価証券の譲渡損益について約定時に計上されることとされたことから、今回の改正において、有価証券の譲渡損益は売却等の約定日の属する事業年度に計上すべきこと」⁶⁶⁾が定められたものであり、それまでの実務を変更して約定日基準が明確化されたものとして重要な改正といえる。

(ii) 企業会計上の取り扱いと平成12年度税制改正

前述した立法解説では、約定日基準が採用された理由として、企業会計上の取り扱いが意識されていた。これは、法人税法自らが積極的に約定日基準を是として採用したというより、(いわば消極的に)企業会計上の取り扱い変更に伴い、それを踏襲したにすぎないと解するべきであろうか。

この点につき、法人税基本通達逐条解説の記載が参考になる。同解説によれば、平成12

年度税制改正前における引渡日基準は、従来の会計基準や実務上の会計処理を前提としたものであるが、平成11年に定められた金融商品会計基準や平成12年に公表された金融商品会計実務指針では、約定時に有価証券の発生又は消滅を認識することになったことを受け、税務上もそれが適当であると考えられること、また、企業会計上においても有価証券の譲渡損益について約定日に計上することとされたことから、有価証券の譲渡損益の計上は約定日基準とすることが明定された旨説明されている⁶⁷⁾。

また、過去の裁判例(東京地判平成24年12月4日税資262号順号12104)⁶⁸⁾においても、法61条の2第1項が約定日基準を採用している趣旨として「有価証券の譲渡については、企業会計上も、売買契約の約定日に有価証券の得喪があったものと認識すべきものとされており、税法上も、当該有価証券の譲渡に係る契約が成立したときにその譲渡に係る所得も実現したものとといえることにあると考えられる」と判示されている。

(iii) 小括

上記を踏まえれば、法61条の2第1項で約定日基準が採用されたのは、企業会計上、約定日基準が採用されたことに伴い、法人税法上もそれが適当であると判断した上で、その取扱いを踏襲したと解することが可能である。

64) 中村信行ほか『改正税法のすべて(平成12年度版)』(大蔵財務協会・2000)160頁。

65) 通達上、「引渡しがあった日の属する事業年度の益金」とされていた(法基通2-1-22(平成12年改正前))。

66) 中村ほか・前掲注64)160-161頁。

67) 佐藤友一郎ほか『法人税基本通達逐条解説[9訂版]』(税務研究会出版局・2019)184頁。

68) 控訴棄却(東京高判平成25・8・2税資263号順

号12268)、上告不受理(最決平成27・3・13税資265号順号12629)により確定。なお、本事案は、直接的には、旧商法下において、株式交換に反対する株主が株式買取請求権を行使して保有株式を譲渡した場合、その譲渡株式は株式交換によって割り当てられた完全親会社の株主となるのか、元々保有していた完全子会社の株式となるのかの判断が問われた事件である。匿名記事「判批」旬刊速報税理32巻12号(2013)6頁参照。

しかし、依然として、法人税法がどのような趣旨から約定日基準が適当であると判断をしたのかについて、その背景は不明である。そこで次に、企業会計上において約定日基準が採用された経緯及び趣旨等につき確認を行うこととする。企業会計が約定日基準を適当であるとした考え方は、法人税法が約定日基準を適当とした趣旨等にも通ずると思われるためである。

(3) 企業会計における約定日基準採用の経緯と趣旨

(i) 経緯

金融商品会計基準11項によれば、「金融資産……がその消滅の認識要件を満たした場合には、当該金融資産……の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。」とされており、また金融商品会計実務指針22項によれば、「有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う」⁶⁹⁾とされており、これにより企業会計における有価証券の譲渡損益の計上基準として約定日基準が明確化された。

(ii) 趣旨

金融商品会計実務指針Ⅱ結論の背景234項によれば、通常の間による売買契約を締結した有価証券については、短期間に受渡しが履行され法的要件を満たすと同時に対価を受領すること、受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること等の理由により、「有価証券の売買取引について売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を

認識すべきものとした。」と説明されている。

また、同実務指針によれば、「一般的な商品等の売買契約に関し、商品等の売買等に係る契約が締結されたときには、その権利義務は等価であり、……当該商品等の受渡し等の完了時に、契約条件に従い、初めてその対価として現金又はその他の金融資産を授受する片務的な権利又は義務に変わるから、この時点で金銭債権債務を認識する。」(7項)として、有価証券売買と、一般商品売買とでは、取引の性質の違いから債権債務の発生のタイミングが異なる旨が示されている。

(iii) 小括

以上より、企業会計上、約定日基準が採用された趣旨は、有価証券売買の一般的な取引慣行並びに有価証券売買と一般商品売買等の性質の違い等を踏まえ、収益実現の具体的な時期として約定日が適当と考えたものといえる。そして、企業会計上の取り扱いを踏襲した法人税法も同様の考え方に立っていると解することが可能である。

2 法人税法61条の2第1項と権利確定主義

(1) 法人税法における収益計上時期の一般的理解

(i) 大竹貿易事件と権利確定主義

最判平成5年11月25日民集47巻9号5278頁(大竹貿易事件)によれば、法人税法上、「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば収益はその実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上

⁶⁹⁾ 同時に未収入金及び有価証券売却損益を計上する(金融商品会計基準実務指針235項)。

すべき」とされている。この判決を受け、学説上も「所得の発生時点については、所得税法の場合と同様に、所得の実現の時点を経準とすべきであり、原則として、財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定したときに収益が発生すると解すべき」⁽⁷⁰⁾とされている。すなわち、法人税法においても「原則として権利確定基準が妥当する」と考えられており、本判決はその根拠を法22条4項（公正処理基準）に求めている⁽⁷¹⁾。また、本判決では、「権利の確定」が収益の「実現」と同義に使われていることにも注意すべきである⁽⁷²⁾。

また「権利確定主義のもとにおける権利の確定の意義については、取引の類型や態様に応じて適切な基準を設定する必要がある。」⁽⁷³⁾とされているとおり、何をもって「権利の確定」とするかは、取引の類型や態様といった個別事情を加味しながら適切な基準が定められるべきである。

(ii) 法人税法22条の2の創設と権利確定主義の関係

平成30年度税制改正において、法22条の2が創設された。同条は法22条4項の別段の定めとして規定されている。法22条の2第1項は、内国法人の資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨が定められており、いわゆる引渡基準又は役務提供日基準が定められている⁽⁷⁴⁾。

この点、法22条の2の定めと従来の権利確定主義との関係が問題となるところ、平成30年度の立法解説によれば、「資産の引渡し又は役務の提供時点を収益認識の原則的な時点とすることで、従来の『実現』や『権利確定』といった考え方……とも整合的となる」⁽⁷⁵⁾と説明されている。また、学説上も「従来の学説・判例を含む公正・妥当な会計処理の基準（たとえば、権利確定主義）を修正ないし否定するものではない。」⁽⁷⁶⁾とされている。すなわち、「法22条の2は、大竹貿易事件における最高裁の考え方を明文化したともいえ」⁽⁷⁷⁾、法22条の2は、「目的物引渡し日や役務提供日が、権利確定日ないし収益実現日と捉える」⁽⁷⁸⁾のである。

したがって、法22条の2の創設後も、法人税法上、権利確定主義は妥当するものといえる⁽⁷⁹⁾。

(2) 約定日基準と権利確定主義

法61条の2第1項は、有価証券の譲渡損益の計上時期につき約定日基準を採用しているところ、約定日基準と権利確定主義の関係も整理する必要がある。

この点、先に示したように、法61条の2第1項が約定日基準を採用した趣旨は、企業会

(70) 金子・前掲注36365頁。

(71) 渡辺・前掲注5940頁。

(72) 同上・40-41頁。

(73) 金子・前掲注36366頁。

(74) 同上・363頁。

(75) 財務省「平成30年度税制改正の解説」271頁、https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0265-0354.pdf、（最終確認日2021年12月28日）。

(76) 金子・前掲注36365頁。

(77) 渡辺・前掲注59116頁。

(78) 同上・117頁。

(79) ただし、法22条の2創設後は、法22条4項（公正処理基準）から権利確定主義が導出できるかどうかは慎重な議論が必要とされている。岡村忠生ほか『租税法〔第3版〕』（有斐閣・2021）165頁〔田中晶国〕。

計と同様、有価証券の譲渡に関しては、有価証券売買取引の類型や態様に基づき、約定日を権利確定日ないし収益実現日と捉えた規定であると解することができるであろう。

すなわち、「目的物引渡日や役務提供日が権利確定日ないし収益実現日と捉える」法人税法22条の2に権利確定主義が妥当するように、「約定日を権利確定日ないし収益実現日と捉える」法61条の2第1項においても権利確定主義は妥当すると考えられる。

上記の理解を前提とすれば、アーンアウト条項により通常の有価証券売買契約とは異なる特約（停止条件）が付され、権利が確定しているといえない部分についてまで契約締結日の属する事業年度の益金として算入することを強いることは、権利確定主義に反することになるだろう。

3 通常得べき対価の額の意義とアーンアウトの取り扱い

(1) 法人税法61条の2第1項における「通常得べき対価の額」の意義

(i) 平成30年度税制改正

平成30年度税制改正において、内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、資産等の引渡しの際における価額又は提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが明確化された（法22条の2第4項）。ここで「価額」「通常得べき対価の額」は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付され

る価額のことを言うと言われている⁸⁰⁾。

また、これと同時に、同法61条の2第1項においても改正がなされ、収益の額に相当する金額につき、改正前は「その有価証券の譲渡に係る対価の額」とされていた文言が、改正後は「その有価証券の譲渡の際における有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額」とされた。

(ii) 平成30年度税制改正の趣旨と法61条の2第1項における「通常得べき対価の額」

平成30年度税制改正の立法解説によれば、法22条の2第4項（収益の額）の創設趣旨は、「法人税法上、資産の販売等に係る収益の額は、資産の販売等により受け取る対価の額ではなく、販売等をした資産の価額をもって認識すべき」であり、また、判例（最判平成7年12月19日民集49巻10号3121頁（南西通商事件））でも同様に解されている旨を示した上で、当該改正は、「最高裁平成7年12月19日判決の趣旨が法令上明確化されたものである」として説明されている。

その上で、他の制度において「対価の額」とされている規定についても、「同様に明確化された」⁸¹⁾として、法61条の2第1項1号の規定も「通常得べき対価の額」と改められている。

(2) 変動対価とアーンアウト

法22条の2第4項における「価額」「通常得べき対価の額」は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額のことを言うが、資産の販売等の契約上の対価に

⁸⁰⁾ 財務省・前掲注(75)275頁。

⁸¹⁾ 同上・276頁。ただし、法61条の2第1項1号における「その有価証券の譲渡の際における有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の

額」は、「約定時点の時価」と解されている。同上・276-277頁。したがって、時価を算定するタイミングは法22条の2第4項と異なることになる。

ついて、値引き、割増し、割戻しその他の事実により変動する可能性のある部分の金額（以下「変動対価」という。）がある場合において、その可能性の見積りが客観的かつ合理的であるときは、その可能性を考慮した金額も「価額」または「通常得べき対価の額」になると考えられている⁸²。

この点、法61条の2第1項と、同法22条の2第4項の「通常得べき対価の額」を同義に解した場合、「変動対価」の概念が法61条の2第1項の規定にも当てはまる可能性もある。この場合、変動対価について引渡し等の事業年度後における一定の修正を認める法施行令18条の2第1項がその対象を法22条の2第1項または同2項の適用があるものに限定していることには注意が必要である。すなわち、法施行令18条の2は、「引渡基準を緩和」⁸³する規定であるが、別段の定めである有価証券の譲渡に関しては、明文上、約定日の属する事業年度後における修正等が認められていないのである⁸⁴。

もっとも、仮に法61条の2第1項に変動対価の概念が当てはまるとしても、アーンアウトに係る追加の譲渡対価は、変動対価に該当しないだろう。なぜなら、法人税法上の変動対価は、譲渡した資産の時価を正確に反映するための手続であることを前提として、時価の変動とは別の要因により対価の額が変動するものは除かれるなど、その範囲は限定的に捉えられている⁸⁵。この点、アーンアウトにおける追加の譲渡対価は、将来における不確実な特定の事象に依存するものであり、その性質は、時価の変動要素となるものではなく、別の要因により生じるものであると考えられるためである⁸⁶。

4 売手法人における在るべき課税処理のまとめ

アーンアウトは、買収対価の一部を買収後の事情という将来における不確定の事象に連動させ、特定の目標を達成した場合に追加の譲渡対価の支払いが発生するものであるとこ

⁸² 同上・275-276頁。

⁸³ 金子・前掲注36364頁。

⁸⁴ そもそも法61条の2第1項に変動対価は該当しないという結論もあり得るが、財務省・前掲注75278頁によれば、（法22条の2第1項又は第2項の）「別段の定めが適用される工事の請負による収益等には適用がありません。」とされている。この点、法61条の2は、法22条の2第1項又は第2項の別段の定めの一つであるところ、別段の定めに変動対価が当てはまらないのであれば、わざわざ別段の定め法施行令18条の2の適用がない旨を明記する必要もないと考えられる。

⁸⁵ 佐藤ほか・前掲注67130-131頁。なお、本通達には法22条の2第4項における「価額」及び「通常得べき対価の額」における変動対価の取り扱いについて定めたものと解され、本通達がそのまま法61条の2第1項に当てはまるものではない。しか

し、通達は法令の解釈指針であるところ、法61条の2第1項と、同法22条の2第4項の「通常得べき対価の額」が同義であるとした場合、本通達に定められる事項は、法61条の2第1項の解釈上、一定程度参考になるだろう。

⁸⁶ なお、企業会計上の変動対価を定める「収益認識に関する会計基準」によれば、「金融商品の消滅の認識時に発生する利益等の金融商品に係る取引は、……本会計基準の適用範囲に含めない」（同基準103項）とされている。すなわち、有価証券の譲渡損益については、原則どおり、金融商品会計基準に従うことになる（同基準3項(i)）。この点、金融商品会計基準には「変動対価」の取り扱いとは定められていないことから、今のところ、日本基準に基づく企業会計上においても、アーンアウトは変動対価として扱われることはないと考えられる。

ろ、法61条の2第1項が、有価証券の譲渡損益の計上基準として約定日基準を採用していることから、追加の譲渡対価の益金算入時期が問題となっていた。

我が国の法人税法における収益計上時期は、権利確定主義によることが原則とされており、法61条の2第1項は、有価証券の売買取引に関する性質や一般的な取引慣行を踏まえて、約定日を権利確定日と捉えた規定であると解することが可能である。すなわち、法61条の2第1項においても権利確定主義は妥当するものと考えられる。

この点、アーンアウト条項により通常の有価証券売買契約とは異なる特約（停止条件）が付されており権利が確定していない部分についてまで、約定日基準を理由に契約締結日の属する事業年度の益金に算入することを強いることは、権利確定主義に反するものと考えられる。

したがって、法61条の2第1項に権利確定主義が妥当する限り、アーンアウト条項付きの株式譲渡契約の場合、原則として、株式譲渡契約の締結日の属する事業年度においては、確定済の当初支払額のみを益金として計上すればよく、その後、追加の譲渡対価が確定する毎にそれが確定した事業年度において益金として算入すべきである。

V アーンアウトにおける課税繰延規定の創設

1 現行法解釈による場合の課題と立法による手当

(1) 現行法解釈による場合の課題

前章において、現行法解釈から売手法人における在るべきアーンアウトの課税処理を検

討した。その結果、原則として契約締結日の属する事業年度においては、確定済の当初支払額のみを益金として算入すればよく、その後、追加の譲渡対価が確定した場合、当該確定した日の属する事業年度において、益金として算入すべきであることを示した。

しかし、アーンアウトは、その性質上、他の契約類型との線引が曖昧になることが多い。例えば、事実認定の問題として追加の譲渡対価の取り扱いが割賦契約に基づく単なる分割払いとされるケース⁸⁷⁾もあるだろう⁸⁸⁾。また、契約時には適正なアーンアウト契約を締結したつもりでも、後の事業年度における業績推移が想定と大きくずれた場合、当初のアーンアウト契約が不合理であったかのように映ることもありえる。この場合、納税者と税務当局の間で争いが生じる可能性がある（当然、これらの性質を利用した租税回避⁸⁹⁾も想定される）。このような状態は、納税者の予測可能性が著しく阻害されることになる⁹⁰⁾。

また、税務当局側からしても除斥期間との関係で問題となる。申告納税方式における更正、決定及び賦課決定の除斥期間は、法定申

87) 注88)に記載の、国税裁平成29・2・2事例集未登載（TAINS F0-1-767）参照。

88) 実務上、アーンアウト契約の外形を纏った別の契約が紛れている可能性は否定できない。単なる分割契約であったなどというものは論外であるとして、例えば、売手（個人）が対象会社の役員でもあり、買収後も引き続き経営に従事する場合、アーンアウト契約に基づく追加の譲渡対価の実質が株式の譲渡対価なのかインセンティブ報酬（給与）なのかを判断するのは容易ではない。この点、IFRSでは、条件付支払の契約が、条件付対価となるか、別個の取引となるかは、契約の性質に依存するとして、一定の判断の指針（継続雇用の有無、その期間、報酬の水準、価値評価方法との関連等）を示している（IFRS 3号B54）。

告期限の翌日から原則5年⁸⁹⁾とされており(国税通則法70条1項)、法定申告期限の翌日から5年経過後に追加の譲渡対価が確定し、確定した事業年度に益金算入された場合に、仮にそれが正しくない(約定日の属する事業年度に計上すべき)とした場合でも、更正等を行うことができず、事実上、権利確定事業年度の益金に計上する方法が許容されることになる。

(2) 立法による手当

上記のように、アーンアウトに係る課税処理を現行法解釈に頼った場合、様々な弊害が想定される。そこで、このような弊害を解決する手段として、立法によるルールの明確化が望ましいだろう。アーンアウトに係る追加の譲渡対価については、権利が確定した日の属する事業年度の益金に算入(課税繰延)することの明確化、また、その前提として、分割契約やインセンティブ報酬等との区分を明確にするための外形的要件の創設、あるいはアーンアウトの中に複数の性質が混在していると考えられる場合には、みなし規定を創設し、税法固有の概念として、その性質を決定してしまうことなどが考えられる⁹⁰⁾。

この点、近年におけるM&Aに関連する大きな税制改正としては株式交付制度における

「課税繰延」規定の創設が挙げられる。そこで、以下では、株式交付制度を巡る課税繰延の議論を題材に、アーンアウトにおける課税繰延規定創設のための示唆を得ることとする。なお、本章では立法論のうち、「課税繰延」についての検討に留めるものとし、外形的要件やみなし規定の創設に係る検討については次の機会に譲るものとする。

2 株式交付制度を巡る課税繰延の議論とアーンアウトへの示唆

(1) 株式交付制度とは

(i) 意義

株式交付とは「株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう」(会社法2条32号の2)とされている。

株式交付は「部分的な株式交換」といわれている。すなわち、株式会社(A社)がその株式を対価として他の株式会社(T社)の発行済株式の全てを取得して完全子会社とするのではなく、T社の株主のうちその保有株式を任意に譲渡する者に対してだけA社がその株式を対価として交付することで、A社はT

⁸⁹⁾ 租税回避とは、「課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減又は排除をいう。多くの場合、税法上通常のものと考えられている法形式(取引形式)を納税者が選択することによって通常の法形式を選択した場合と基本的には同一の経済的效果ないし法的効果を達成しながら、通常の法形式に結び付けられている租税上の負担を軽減又は排除するという形をとる。」とされている。清永敬次『税法〔新装版〕』(ミネルヴァ書房・2013)42頁。

⁹⁰⁾ 仮に修正申告等が必要になる場合、附帯税が課

される可能性がある。予測可能性が著しく阻害されている中で附帯税が課されることには違和感があるだろう。

⁹¹⁾ 偽りその他不正の行為による場合には7年(国税通則法70条4項)。

⁹²⁾ 義務的修正申告規定の創設なども考えられるが、本稿は、アーンアウトに係る追加の譲渡対価の益金算入時期は、当該追加の譲渡対価が確定した日の属する事業年度とすべきという立場であるため、ここでは検討対象としないことにする。

社を子会社化するという仕組みである⁹³。

また、株式交付は、合併、会社分割及び株式交換等と同様、会社法上の組織再編行為と捉えることができる⁹⁴。

(ii) 株式交付の特徴と金銭を対価とするアーンアウト条項付株式取得との異同

株式交付をはじめとする「株式対価の特徴は、それが価額（金銭的な価値）を基準とする取引ではなく、リスク資産同士の比率交換的な取引であることであり、そのために対象会社の株主による投資がかたちを変えて継続する点にある」と解されており、金銭対価が、買収企業と対象会社との「関係性の継続を必ずしも前提としないために、時に『手切れ金』などともいわれることとの最大の違い」⁹⁵とされている。

他方で、株式交付は、他の株式会社を子会社化する目的で行うものという点では、本論文が前提とするM&A形式（金銭を対価とする株式の取得）と類似する。

さらに、株式交付は、アーンアウトと同様にバリュエーションギャップ軽減に資する可能性がある。すなわち、現金対価の場合、将来の不確実な事象に依拠している対象会社の価値を契約時点の現在価値（現金）に換算して算定しなければならず、「将来価値の目線を無理やり合わせる行為」⁹⁶をしている面があるところ、このような場合の価格調整機能とし

てアーンアウトが用いられる。この点、株式交付においても株式の保有を通じて将来における対象会社の価値が株価に反映されるため、いわば自動的な価格調整機能を有しているとも捉えることができる。

(2) 株式交付に関する税制

(i) 令和3年度税制改正

令和3年度税制改正により、株式交付によりその有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる措置が創設された。具体的には、措置法66条の2の2が制定され、株式交付により所有株式を譲渡した場合、法61条の2第1項第一号に掲げる金額（通常得べき対価の額）は、当該所有株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とを合計した金額とするとされた⁹⁷。例えば、株式交付により受け取る対価がすべて株式交付親会社株式である場合、法61条の2第1項第一号に掲げる金額は、取得原価と同額となり譲渡損益は生じないことになる。

(ii) 令和3年度税制改正の趣旨と措置法による位置づけ

立法解説によれば、株式交付は「日本企業

93 大杉謙一「株式交付制度」商事2236号（2020）4頁。

94 渡辺徹也「株式対価M&Aと課税—株式交付に対応する課税制度のあり方—」早法95巻3号（2020）845頁。

95 浅岡義之「M&Aにおける混合対価の活用促進に向けて—その意義と制度的な課題—」MARR Online2020年5月307号、<https://www.marr.jp/>

[genre/viewpoint/aspect/entry/21312](https://www.marr.jp/genre/viewpoint/aspect/entry/21312)、（最終確認日2022年3月6日）。

96 武井一浩ほか「株対価M&A／株式交付制度について」金融商品取引法研究会研究記録 第74号（2020）3頁〔武井一浩発言〕。

97 なお、個人が株式交付により株式譲渡した場合の課税繰延は、措置法37条の13の3に定められている。

全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促していくため」の「重要なM&Aの手段」と考えられており、「株式を対価とするM&Aを実行するための障害となっているといわれている課税上の取扱いを整備し株式交付子会社の株主における株式交付子会社の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる制度が創設された」⁹⁸⁾と説明されており、株式交付制度の利用を推し進めるために政策的に立法されたものであるといえる。

また、株式交付の課税繰延措置は、法人税法における組織再編税制における考え方との整合性等の問題から、措置法により位置づけられることになった⁹⁹⁾。「措置法に規定することで、既存の組織再編税制に縛られることなく、M&A促進のための要件を設定できるといふ利点がある」¹⁰⁰⁾だろう。

(3) アーンアウトにおける課税繰延規定への示唆

アーンアウトは価格調整条項の一つであり、それ自体が会社法上及び法人税法上の組織再編に該当するものではないから、法人税法本

則（組織再編税制）での手当は想定し難い。

一方、令和3年度税制改正で、措置法により株式交付における課税繰延が認められた趣旨が政策的なものであることを踏まえれば、同様の趣旨から措置法によるアーンアウトに係る課税繰延規定創設の議論も成り立ち得ると考える。なぜなら、アーンアウトは有効に機能すればM&A促進の大きなツールになるためである¹⁰¹⁾。

VI おわりに

アーンアウトは、買収対価の一部を買収後の事情という将来の不確実な事象に連動させ、特定の目標を達成した場合に、追加の譲渡対価の支払いが発生するものであるところ、法61条の2第1項に規定される約定日基準との関係で、追加の譲渡対価の益金算入時期が問題となっていた。

この点、本稿では、現行法の解釈を通して、法61条の2第1項に権利確定主義が妥当することを前提に、約定日の属する事業年度において追加の譲渡対価が確定していない段階においては、確定した当初支払額のみを益金に

98) 財務省「令和3年度税制改正の解説」661頁-662頁、https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p404-757.pdf、(最終確認日2021年10月20日)。

99) 「法人税法における組織再編税制では、単なる資産の譲渡ではなく『事業』を移転する場合について、その事業の支配が継続することを要件に、譲渡損益の計上を繰り延べる」とされています。しかしながら、株式交付により、株式交付子会社の株主が株式対価での買収に応ずる場合には、その株式の譲渡は、事業の移転とはいえず、法人税法上、譲渡損益の計上が繰り延べられる組織再編成には該当しません。また、単なる株式の譲渡であっても、『強制的な』株式の譲渡で投資が継続しているものについては、その譲渡損益の計上を

繰り延べる」とされていますが、今般の措置の対象である株式交付による株式の譲渡は、『任意』の株式の譲渡に該当します。これらの観点から、法人税法ではなく、租税特別措置法に位置付けることとされました。」と説明されている。財務省・前掲注98)662頁。

100) 渡辺・前掲注94)848頁。

101) もっとも、「課税繰延」は、単に課税のタイミングの問題だけではなく、貨幣の時間的価値基準に従って判断すると、非課税の側面があるとされている。渡辺徹也「課税繰延とは何か」月報司法書士510号(2014)37頁。したがって、実際に立法をする際には、それを考慮して慎重に要件を設定する必要がある。

算入し、その後、追加の譲渡対価が確定した場合、当該追加の譲渡対価の支払いが確定した日の属する事業年度において益金として算入すればよいと結論付けた。

ただし、アーンアウトは、その性質上、他の契約類型との線引が曖昧になることも多く、事実認定の問題として事後的に争いが生じるリスクがある。

このような状態は、納税者の予測可能性はもとより、税務当局側の執行上の問題が生じることから、これを解決するため立法による課税ルールの創設を提言した。その際には、令和3年度税制改正で創設された株式交付制度における課税繰延の議論から示唆を得た。アーンアウトそれ自体は私法上の特約であり価格調整条項の一つにすぎないから、法人税法本法（組織再編税制）による手当は想定し得ないものの、「M&Aの促進」という大義のもと、措置法による課税繰延規定の創設については、十分に議論が成り立つ余地があるだろう。

アーンアウトは、有効に機能すれば売手と買手双方にとって非常に便利なものである。課税上の取り扱いが明確になれば、さらにアーンアウトの利用が増えていくことになるだろう。したがって、早急に我が国におけるアーンアウトの明確な課税ルールが示されることを期待したい。

最後に、本稿は、アーンアウトによる追加の支払の性質が、株式の譲渡対価であることを前提とし、かつ、対象を売手法人に限定して検討を行ったが、アーンアウトによる追加の支払の性質の議論や、買手の課税処理の方にまで目を移してみると、多くの課題が積み残されている。例えば、買手法人においてアーンアウト契約に基づき追加的に支払う金銭が、株式の譲渡対価（取得原価）ではなく、インセンティブ報酬（給与）に該当するということになれば、法人税法では損金算入の問題や、所得税法では源泉徴収の問題が生じる。これらの点については、今後の研究課題としたい。